

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

企業会計上の資本概念の再構築に向けた一考察
関連領域における資本概念を踏まえた試論

ふくしま たかし よしおか さ わ
福島 隆・吉岡佐和

Discussion Paper No. 2010-J-3

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<http://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

企業会計上の資本概念の再構築に向けた一考察 関連領域における資本概念を踏まえた試論

ふくしま たかし* よしおか さわ**
福島 隆* 吉岡 佐和**

要 旨

本稿は、企業会計に加え、非営利組織の会計、会社法、コーポレート・ファイナンスおよび銀行規制等（関連領域）における資本の捉え方について整理したうえで、企業会計固有の目的を達成しつつ、関連領域からの要請も可能な限り満たすような資本概念を構築できないかを検討するものである。具体的には、まず、企業会計および関連領域における資本の捉え方について、資本の意義・機能、資本と負債の違い、基本的所有アプローチとの親和性という3つの観点から整理している。そのうえで、関連領域において捉えられている資本の基本特性のうち、企業会計においても資本の基本特性として意識されていると考えられる点を抽出する。そして、企業会計の目的として重視されるようになってきた投資意思決定目的を満たし、さらには関連領域における資本の考え方も満たし得るものとして、「永続的なリスク負担者」という観点から企業会計上の資本概念を構築することができないかを検討する。その結果、「永続的なリスク負担者」という観点から企業会計上の資本概念を構築することにはメリットもあるが、取り組まなくてはならない課題もあることを明らかにしている。

キーワード：資本の意義・機能、資本の基本特性、投資意思決定目的、最終的なリスク負担者、永続的なリスク負担者

JEL classification: M41

* 明海大学不動産学部准教授（E-mail: ftakashi@meikai.ac.jp）

** 日本銀行金融研究所（E-mail: sawa.yoshioka@boj.or.jp）

本稿は、日本銀行金融研究所主催の「会計上の資本に関する研究会」（座長：川村義則 早稲田大学教授）第8回会合（2009年5月25日、報告者：吉岡）および第9回会合（同年6月29日、報告者：福島）における報告を基にまとめたものであり、1節～3節は吉岡が、4節～6節は福島がそれぞれ執筆した。補論は、日本銀行金融研究所の諸田崇義が作成した。報告に当たっては、同研究会のメンバーである大杉謙一教授（中央大学）、金子良太准教授（國學院大学）、川村義則教授、野間幹晴准教授（一橋大学）、山田康裕准教授（滋賀大学）、オブザーバーである副島豊氏（日本銀行）との議論から貴重な示唆を得た。ただし、本稿に示されている意見は、筆者たち個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、あり得べき誤りはすべて筆者たち個人に属する。

目 次

1 . はじめに.....	1
2 . 各領域における資本の捉え方.....	2
(1) 資本の意義・機能	2
(2) 資本と負債の違い	7
(3) 基本的所有アプローチとの親和性	9
3 . 関連領域における資本の基本特性と企業会計上の資本	11
4 . 投資意思決定目的からみた利益計算の対象と資本概念	12
(1) 企業に対する資金提供者 債権者と普通株主	12
(2) 投資意思決定目的からみた利益計算の対象	13
(3) 投資意思決定目的からみた資本概念.....	15
5 . 企業会計上の資本の再考 永続的なリスク負担者と資本概念	16
6 . 結びにかえて.....	18
補論：金融商品の負債・資本区分をめぐる IASB/FASB の議論について	20
【参考文献】	33

1. はじめに

現在、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）は、国際財務報告基準（IFRS）と米国会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの1つとして、金融商品を資本と負債に区分するための基準の開発を進めている¹。ここでは、資本を単なる資産と負債の差額概念として捉えるのではなく、資本性商品が備える基本特性を明確に示すというアプローチが検討されている。他方、組織にとっての「資本」概念は、会計、法律、経済（ファイナンス）において必ずしも同じとはいえないほか、会計だけをみても、例えば営利組織と非営利組織²では、事業目的、資金調達方法の違いなどのような組織の制度的特徴を反映し、異なり得ると考えられる。

このような状況を踏まえ、日本銀行金融研究所では、2008年8月から9回に亘って「会計上の資本に関する研究会」（以下「研究会」という）を開催した。研究会では、企業会計（財務会計）に加え、非営利組織の会計、会社法³、コーポレート・ファイナンスおよび現行の会計数値を基礎とした指標等（以下「関連領域」という）において資本がどのようなものとして捉えられているかを考察するとともに、そうした関連領域における資本の捉え方や組織の制度的特徴が企業会計における資本概念にどのような影響を与えるか（企業会計と関連領域に共通する資本が備えるべき特性はあるのかなど）について検討した。それぞれの領域における資本の捉え方やFASBが当初提案した資本・負債区分のアプローチ（基本的所有アプローチ⁴）の適用可能性などについては、研究会での報告を基に公表された各論文⁵に詳しいが、本稿では、各領域における資本の捉え方について研究会での報告・議論を通じて概ね明らかになった点を横断的に整理するとともに、そうした関連領域の考え方を満たし得るような会計上の資本概念の構築が可能かどうかを検討することとしたい。

本稿の構成は次のとおりである。まず2節で、企業会計および関連領域における資本の捉え方について、資本の意義・機能、資本と負債の違い、基本的所有アプローチとの親和性という3つの観点から、研究会での報告・議論を通

¹ 資本・負債区分に関するIASB/FASBの共同プロジェクトの経緯や、これまで両者が検討対象としたアプローチの概要などについては、本稿の補論のほか、秋坂[2009]、大杉[2009]などを参照。

² 本稿は、「非営利組織」を「営利を目的としない組織」という最も広い意味（政府と民間非営利組織の双方を含むもの）で用いている。

³ 本稿で単に「会社法」という場合、特に断りのない限り、わが国の現行の会社法を指す。

⁴ 最劣後で、かつ、清算時に企業の純資産に対して比例的な持分を有する金融商品のみを資本とする考え方。詳細は、本稿の補論などを参照。

⁵ 秋坂[2009]、大杉[2009]、金子[2009]、野間[2009]、福島・山田[2009]

じて概ね明らかになった点を整理する。そのうえで 3 節では、関連領域において捉えられている資本の基本特性のうち、企業会計においても資本の基本特性として意識されていると考えられる点を抽出する。続く 4 節では、3 節でみた資本の基本特性を満たす資本概念を企業会計において構築することができるかどうかを検討する前提として、近年、企業会計の目的として重視されるようになってきた投資意思決定目的の観点から、企業会計において資本確定が必要とされる主要な理由である利益計算についての伝統的な考え方を整理する。そのうえで 5 節として、関連領域における資本の考え方も満たし得るものとして、「永続的なリスク負担者」という観点から企業会計上の資本概念を構築することができないかを検討する。最後に 6 節において、今後の検討課題を指摘しつつ、本稿を締め括る。

2. 各領域における資本の捉え方

ここでは、企業会計および関連領域における資本の捉え方について、資本の意義・機能、資本と負債の違い、基本的所有アプローチとの親和性という 3 つの観点から、研究会での報告・議論を通じて概ね明らかになった点を中心に整理する。

(1) 資本の意義・機能⁶

イ. 企業会計

企業会計では、資本の意義・機能を論じるに当たり、資本と利益の区別が主要な課題として取り上げられてきた。そこでは、資本ではなく利益の明確化が重視されてきたという経緯はあるものの、利益の明確化のためには、利益と区別されるべきものとしての資本が必要であり、そこに資本の意義があったといえよう。実際にどのような部分を資本または利益と捉えるか（資本と利益の区別の意味するところ）については多様な見解が示されているものの、わが国の現行の企業会計原則の規定（第 1・三「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」）を前提とするならば、自己資本と期間利益の区別、すなわち「株主資本のストックと、それが生み出す利益との区分」（斎藤 [2006] 22 頁）に資本と利益の区別の現代的な意義を見

⁶ 資本の意義・機能を論じるうえでは、誰の視点からみるか（組織自身か、あるいは投資家、当局かなど）によって議論が異なり得るが、ここでは、組織からみた（組織にとっての）資本の意義・機能に焦点を当てている。

出すことができる⁷。企業の期間利益を計算するために資本の範囲を画する必要があり、何ゆえに利益計算が必要かといえ、一般的には受託責任目的の観点から、提供された資金の運用成果を示すためであると説明されている。

もっとも、そうであるならば、「受託責任として、誰に対してどのような利益を計算するのか」が定まらないことには、資本の範囲を画することもできないということになりそうである。さらに、近年では、企業会計の目的として投資意思決定目的が重視されるようになってきていることを踏まえると、企業会計上の資本の意義・機能を論じるうえでは、かかる観点からの説明も必要となろう。この点については、4節で詳しく取り上げる。

ロ．非営利組織の会計

非営利組織の会計については、一部の非営利組織で複式簿記が採用されてこなかったこと（複式簿記が採用されていない非営利組織では、貸借対照表も作成されてこなかったこと）、貸借対照表と損益計算書の関係が希薄であること、資金収支が重視され、管理会計の役割も兼ねてきたことなどから、そもそも貸借対照表の貸方区分や純資産の部（正味財産）が議論の対象になりにくいとされていた。ただ近年、発生主義的な会計や複式簿記システムの採用により、非営利組織においても企業会計（財務会計）に類似した会計処理が行われるようになってきたことから、貸借対照表の貸方区分や純資産の部の問題が議論されるようになった。

非営利組織の会計において、純資産をどのように位置付けるかについては、非営利組織間で異なっている。すなわち、株式を発行したかのように資本金を計上するなど、企業会計的な考え方や手法を採り入れて純資産に積極的な意義を持たせる場合もあれば、単なる資産と負債の差額にすぎず、每期差額として結果的に出てきたものを純資産と捉える場合もある。一部の非営利組織において、企業会計における資本に類似するものが導入されている背景としては、組織に流入してきた資金を、いわゆる資本的部分と日々の収益的部分に区分し、企業会計の損益計算書に類似する計算体系を導入しようとしていることが挙げられるとの見方がある。

⁷ 企業会計原則が「特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」としていることから、資本と利益の区別の意義は、払込資本と留保利益の区別にあるとする考え方もある。もっとも、そうした区別が要請されるのは会社法上の配当規制に由来する政策的な理由によるものである（したがって、基本原則とまではいえない）と捉える立場からは、「会社法における債権者保護（より具体的には配当規制）のあり方の変容を受け、払込資本と留保利益の区別という意味での資本と利益の区別は、その存立基盤を失ってしまった」（福島・山田〔2009〕20頁）ともいえ、資本と利益の区別の現代的な意義は、自己資本と期間利益の区別にあるということができる。

非営利組織の会計にかかる今後の議論にもよるが、非営利組織の会計に企業会計的な考え方や手法が多く採り入れられ、かたがた非営利組織といえども企業と同じように財産的な生存力が問われるようになってきていることに鑑みれば、非営利組織においても純資産（資本）を適切に示すことが重要になってこよう。そこにおいては、組織の財産的な生存力を長期に亘って維持することに向けられた資金かどうかが、非営利組織についてコアとなる資本を判断するための基準になり得ると考えられる。またあわせて、「組織の財産的な生存力」とは具体的に何を指しているのか、さらには、「組織の財産的な生存力」は、企業会計的な考え方を採り入れた貸借対照表によってよりよく示すことができるのかといった点も検討する必要がある。

八．会社法

会社法における資本（資本金、準備金）の主な機能は、会社財産の分配規制を通じた債権者保護にあると考えられている⁸。すなわち、会社法は、企業が株主への剰余金の配当や自己株式の取得に充てることのできる額（分配可能額）を計算するときに、その原資から払込資本を除く（払込資本を社内に留保する）ことを要求している。

他方において、会社法は、払込資本を資本金・資本準備金として社内に留保することを出発点としつつも、債権者保護手続を踏めば資本金・準備金の額を減らすことができるとしている⁹（逆に株主総会の承認があれば、稼得利益の一部を資本金・準備金に組み入れることもできる）。結局、実際に社内に留保される資本金・準備金のレベルは、経営者が、株主への利益の分配と債権者保護という2つの要請を調整した結果として定まるといえる。

以上から、会社法上、「株式会社である以上、この程度の資本を社内に留保しておくべき」というそもそものラインが、アプリアリに存在しているわけで

⁸ 会社法会計は、投資家への情報提供を会計の重要な機能の1つとして捉える点で、企業会計と共通しているが、会社財産の分配規制を通じた債権者保護を資本の機能と捉える点では、企業会計と異なっている。

⁹ 2005年の会社法の成立により、資本金・準備金の額の減少に対する法律上の拘束が従来よりも緩和されたことをもって、会社設立時にある程度の資金の保有を要求するとともに、設立後も株主の払込資本および留保利益の一部につき資本という枠をはめ、債権者保護の観点から、その維持を企業に要求するという考え方（いわゆる資本維持の原則）が法律のうえでは後退したと評価することもできる（古市〔2006〕212頁）。その意味では、企業会計が、会社法上の配当規制を拠り所に払込資本と留保利益を区別する意味は失われてしまったといえる。他方、会社法は、準備金を資本準備金と利益準備金に分けるなど、払込資本と留保利益の区別を重視する企業会計の伝統的な考え方にも一定の配慮を示しており、企業会計との調和を目指した工夫もなされている。

はなさそうである。さらにいえば、そもそも会社法上の資本制度が債権者保護機能を担う制度として最適かという問題もある¹⁰。この点については、理論的には合理的な制度といえないものの、現行のルールで実際上の問題が生じているわけではなく、これに代わる制度を導入しようという見解は有力になっていないとの指摘がある¹¹。

いずれにしても、現行の会社法においては、企業会計から得られる数値を利用して分配規制がかけられており、それによって債権者保護を図ろうとしている。すなわち、債権者への利払いや償還を確保するために、資本を用いて劣後する請求権者（株主）への割当分を画しており、資本の特性として、会社財産の分配における劣後性を挙げることができるといえよう。

二．コーポレート・ファイナンス

コーポレート・ファイナンスは、企業が資金を調達するための手段として幅広く資本を捉えており、自己資本（株主資本）のみならず他人資本（負債）も資本に含めている。その調達費用である資本コストの大きさは、企業が資本構成や投資対象を決定するうえでの鍵となっている。すなわち、企業は、自らにとって最大の目的である企業価値の最大化に向け、資本コストがなるべく低くなるように資本構成を決定し、得られるリターンが資本コストを上回るように投資対象を選択するといえる。企業にとっては、自己資本と他人資本の両方について、資本コストの推計に必要な情報¹²を把握することが重要である。

他方、企業は、企業価値の最大化を図るうえで、長期に亘って利益を維持・分配することも目指しており、資本構成（レバレッジ水準）を決定するときには、持続的なキャッシュ・フローを組成するうえで適切なものかどうかということも意識していると考えられる。このように、コーポレート・ファイナンスにおける企業像が、長期に亘る利益の維持・分配を目指し、持続的なキャッシュ・フローの組成も意識しつつ資本構成を決定するものであるならば、例えば、企業を取り巻く環境が非常に悪化したときに緩衝材として機能するもの（当該企業からのキャッシュの流出を抑制する方向に作用するもの）が自己資本とされるべきといったニーズがあるのではないかと考えられる。

¹⁰ 例えば、米国では、資本金という概念によって配当その他の会社財産の分配を規制することは、強行法的な意味ではほとんどないに等しい。小林 [2005] 20～21 頁、島原 [2005] 32 頁参照。

¹¹ 大杉 [2009] 5～6 頁参照。

¹² ここでいう情報とは、会計情報に止まらず、より広い意味での情報（マーケットの価格など）を念頭に置いたものである。

ホ．現行の会計数値を基礎とした指標等

まず、銀行規制（自己資本比率規制）では、所要自己資本の算定に当たって企業会計上の資本が利用されている。銀行規制上の自己資本には、預金者と一般債権者に損失を負担させないための劣後性、債務超過に陥ることなく事業を継続するための損失吸収力、業況が悪化したときにも財務基盤を維持するための永続性という3つの基本特性が求められる。損失吸収力は、金融商品について、銀行が事業を継続するために処理すべき損失をどれだけ吸収することができるかを示すものである。換言すると、当該商品の保有者が負担するリスクの大きさであり、それは損失をどのような形ないし順序によって負担していくかによって決まるといえる。他方、永続性は、業況が悪化したときにも償還することなく銀行の財務基盤を維持するために利用することができるかどうかを、劣後性は、清算時の会社財産の分配において預金者と一般債権者の損失を最小化するバッファとなり得るかを、それぞれ示しているといえる。このうち、最も鍵となるのは損失吸収力であると考えられており、これは、銀行規制が事業の継続を前提としていることと関連している。

次に、自己資本利益率（ROE）は、分母である自己資本の算定に当たって企業会計上の資本を利用している。この指標は、株主が投下した資本によって企業がどれだけ利益を上げたかを示すものであり、自己資本の元手としての側面に着目しているといえる。

また、倒産法上の債務超過の判定基準は、企業会計上の負債総額が資産総額を上回る（純資産額＜＝資本＞がマイナスである）ことであるが、その判定は資産・負債の確定やその価値評価などを必要とするため実際には難しい。このため、倒産法は、倒産手続開始の要件として、債務超過のほかに支払不能を採用している。

以上のように、企業会計上の資本はさまざまな領域において、企業の健全性を示す指標として参照されているものの、必ずしも現金のような流動性の高い資産が資本に見合うだけ借方に計上されているといえるわけではなく、資本があるからといって企業の財務状況の悪化を阻止することができるわけでもない。そうであるにもかかわらず、資本を厚めに確保している企業は健全な企業として受け止められてきたのは、資本には、企業維持といった、単なる企業価値評価を超えた理念が含まれており、またその背後には、企業の清算（特に短期的なスクラップ・アンド・ビルド）には莫大な社会的コストがかかるという事情があったとの見方もできよう¹³。

¹³ 研究会の席上、川村座長から、資本が必要な理由として、古くから企業を社会的に維持する必要性が挙げられてきたが、現代でも、企業を非常に短期的にスクラップ・アンド・ビルドするの

なお、銀行規制上の自己資本の基本特性は、銀行固有の制度的特徴や規制目的から導き出されるものであるが、出資者が、清算時は会社財産の分配において債権者に劣後することによって債権者に損失を波及させず、通常時は事業の状況に応じた会社財産の分配を受け入れることによって損失を吸収しているという点で、企業会計上の資本と共通しているとみることができよう。

(2) 資本と負債の違い

各領域において資本と負債の違いがどのように考えられているかは、両者がどのようなメルクマールによって区分されているかという観点から次のように整理することができよう。

まず、企業会計では、資本と負債を区分するメルクマールが明確に基準化されているわけではない。わが国の企業会計基準委員会が2006年12月に公表した討議資料「財務報告の概念フレームワーク」における負債、純資産および株主資本の定義¹⁴をみると、概念レベルでは、企業に経済的資源の流出をもたらすかどうかや、企業に対する請求権の法形式が株式かどうかといった点が、資本と負債を区分するメルクマールになり得ると思われるものの、基準化には至っていない。

他方、会計基準上の扱いとしては、資本と負債の間に次のような違いがある。すなわち、負債については認識・認識中止要件（いつ貸借対照表に計上し、いつ貸借対照表から除外するか）が規定されているのに対し、資本については規定がないこと、一部の負債（デリバティブ取引によって生じる正味の債務）については時価評価されるのに対し、資本については、ある資本項目を報告日の公正価値などによって再評価（事後測定）することを定めた基準は存在しないこと¹⁵、負債については、その調達コスト（利子）が利益計算に反映され

はそれほど簡単なことではなく、企業の清算には社会的に莫大なコストがかかることから、そのコストを支払うよりは、リスク・バッファを設けながら企業を存続させるほうが社会的には得策であるという暗黙の合意があり、そのために資本が一定の機能を果たしているといえるのではないかと指摘があった。

¹⁴ 負債は「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物」、純資産は「資産と負債の差額」、株主資本は「純資産のうち報告主体の所有者である株主（連結財務諸表の場合には親会社株主）に帰属する部分」とそれぞれ定義されている。また、株主に帰属する部分については、「報告主体の所有者との直接的な取引によって発生した部分、及び投資のリスクから解放された部分のうち、報告主体の所有者に割り当てられた部分をいう」と説明されている。

¹⁵ そもそも資本の事後測定が必要かどうかという議論もほとんど存在しない。このように、資本の事後測定が問題とならない理由については、研究会の席上、川村座長から、企業が会計を通じて生のデータを加工し、マーケットに情報を示すという世界と、それを基にマーケットが株式

るのに対し、資本については反映されないことなどが資本と負債の違いとして挙げられる。

もっとも、これらの会計基準上の扱いの違いから資本と負債を区分するメルクマールを導き出すことが適当かどうかについては、なお検討の余地があると思われる。なぜならば、例えば今後、事後測定として公正価値評価を行うかどうかという問題と、資本と負債の区分の問題を関連させ、かつその関連性を強くしていくと、事後測定されるものを負債に区分することも考えられるのかもしれないが、そもそも事後測定の問題を資本と負債の区分の問題に関連させることが適切といえるのかという問題があるからである。

また、企業会計上、資本と負債をどのようなメルクマールによって捉えて定義に反映させるかは、何を資本と負債の区分の目的と考えるかによって変わり得る。このため、企業会計上の資本と負債を定義するうえでは、資本と負債の区分の目的を意識する必要があるといえる。

次に、会社法では、会社に対する請求権の法形式が株式なのか、それ以外なのかによって資本と負債が区分されており、経済的な実質は考慮されていない。もっとも、会社法上、株式を資本としたうえで、資本による分配規制が維持されるのであれば、仮に経済的な実質が極めて社債に近い株式を発行したとしても、その所有者の劣後的扱い（分配可能額の範囲でのみ配当・償還を受けることができるという扱い）は法律によって確保されているため、債権者保護の観点から特に問題はないといえる。

また、コーポレート・ファイナンスでは、将来キャッシュ・フローが確定しているかどうか（企業に対する請求権が確定約定なのか、条件付請求権なのか）や、法人税制による節税効果があるかどうかによって他人資本（負債）と自己資本（株主資本）が区分されている。は、投資家が負担するリスクや期待するリターンのおおきさに影響を与えるものである。自己資本については、将来キャッシュ・フロー（配当）の額が予め決まっていなないため、それだけリスクが高い反面、得られるリターンに上限がないということがいえる。は、企業が投資家に配分し得るキャッシュ・フローの総額に影響を与えるものである。

の価値を評価するという世界があり、会計が提供する資本の簿価とマーケットが評価する株式の価値は一致せず、むしろそこに違いがあるからこそ、会計が生み出す情報に何らかの価値が生まれるのではないかとの見解が示された。すなわち、会計とマーケットの役割分担を考えると、会計が、マーケットが生み出す株価情報などを基に資本を事後測定し、その結果を財務諸表に組み込むようなことをしても、マーケットにとっては全く意味がないといえる。また福井〔2007〕が指摘するように、歴史的な原価ベースの資本簿価情報の変動する資本コストの推計に役立つといえるのであれば（79頁）、ファイナンスの観点からは、企業会計が自己資本の事後測定を行わないことに積極的な意義を見出し得るともいえる。

他人資本については、利払いの損金算入が認められるため、法人税の支払額を減らし、投資家に配分し得るキャッシュ・フローの総額を増やす効果があるといえる。もっとも、他人資本による資金調達の高めると、それだけ倒産リスクも高まることとなる。資本構成は、企業の継続を前提に、他人資本の利用によるメリット（節税効果）とデメリット（倒産リスク等）¹⁶とのバランスを考慮しながら決定されるものと考えられる。

このように、コーポレート・ファイナンスでは、企業の継続を前提に資本構成が考えられている。もっとも、そうであるからといって、企業会計上も企業の継続を前提に負債と資本を区分しないと、コーポレート・ファイナンスにとっての情報の有用性が失われるとまでいえるかどうかは不明である¹⁷。

（３）基本的所有アプローチとの親和性

FASB が当初提案した資本・負債区分アプローチである基本的所有アプローチを各領域との親和性という観点からみると、次のようにいえよう。

まず、企業会計の観点からは、伝統的には受託責任目的の観点から利益計算と資本確定が必要であるとされてきたことや、近年では企業会計の目的として投資意思決定目的が重視されるようになってきており、その観点からも資本の意義・機能を検討する必要があることを踏まえると、企業会計上の資本の範囲を画するうえでは、清算時の劣後性以外にも考慮すべき事項があるということがいえよう。このため、清算時の劣後性のみを考慮して資本の範囲を画する基本的所有アプローチは、企業会計上の資本を規定するアプローチとして適当ではないと考えられる。また、清算時の劣後性のみを重視するという考え方は、資本と負債の区分にかかるストラクチャリング（商品の経済的実態を変えずに法形式を変更することで会計上の取り扱いを操作すること）が横行し、その抑止にかかるコストが多大であるという米国の事情を前提としたものと考えられ、そのような基本的所有アプローチを採用することは、米国以外の国には便益を

¹⁶ 野間・本多〔2005〕は、他人資本（負債）による資金調達のデメリットとして、「倒産リスクが発生するほか、事業の選択や資金調達面での柔軟性が失われる可能性や、債権者と株主で利害対立が生じる」（94頁）ことを挙げている。

¹⁷ コーポレート・ファイナンスの観点からどのような情報が有用であると考えられるかという点については、研究会の席上、副島氏より、情報処理コストという観点から以下のような指摘があった。投資家など会計情報の利用者としては、投資に当たって会計情報を活用する際、情報処理コストが低いほうが望ましい。現行のルールに何らかの不具合があったとしても、簡単な情報加工や追加情報の入手によって低コストで会計情報を解釈することができるならば、その不具合はさほど重要な問題ではない。換言すると、企業の財務活動をめぐる環境変化などにより、高いコストをかけて会計情報を解釈しなければならないほど会計ルールの不具合が大きくなったときにルール改定の必要な時期であると考えられる。

上回る費用をもたらす可能性がある¹⁸。

次に、非営利組織の会計の観点からは、非営利組織では、株式が発行されることがなく、企業会計でいうところの「持分」に該当するものがない（残余財産に対する持分権者はいない）ため、基本的所有アプローチをそのまま非営利組織に適用すると、極端なことをいえば、貸借対照表の貸方が1区分になってしまう。しかし、実際には貸方が1区分の非営利組織というものは存在せず、何らかの区分がなされていることを考えると、基本的所有アプローチは、非営利組織の会計には馴染まないといえる。

また、会社法の観点からは、基本的所有アプローチを採用する場合、従来の会社法が法形式のみに着目して資本と負債を区分していること、資本金・準備金の額によって剰余金の分配を制限していること、および資本金の額を基準として株式会社のガバナンスの機関設計を規定していることとの調整が必要になる。このほか、会社法上の資本金の額は、法人税法、中小企業等協同組合法などでも基準として用いられているため、これらの法律との調整も必要になる。

こうした調整等を回避するために、会社法上、資本制度によって債権者保護を図るのに代えて、流動性比率などの財務指標を用いて配当可能額を計算することも、選択肢としてはあり得る。しかしその場合であっても、基本的所有アプローチは、わが国の現行のルールから非常に離れているうえに、資本を規定するに当たり、継続企業の財務の健全性という観点が考慮されていないため、同アプローチに基づく資本をベースに算出された財務指標が、配当規制として用いるものとして適当であるという保証はない。

さらに、銀行規制の観点からは、銀行規制上の自己資本に劣後性、損失吸収力、永続性という3つの基本特性が求められていること、銀行規制では事業の継続が前提とされており、これに関連して損失吸収力が最も鍵となる基本特性であるとされていることなどを踏まえると、企業会計が基本的所有アプローチを採用し、清算時の劣後性のみを考慮して資本の範囲を画した場合、企業会計上の資本と銀行規制上の自己資本の乖離が大きくなる可能性があるといえよう。

¹⁸ さらに、野間[2009]が指摘するように、資本をめぐる経営者の裁量的な会計行動は、資本と負債の区分以外の会計処理においてもみられるため、基本的所有アプローチの採用により、資本と負債の区分について経営者の裁量的な会計行動を抑止することができたとしても、例えば一株当たり利益（EPS）の計算については経営者の裁量的な会計行動を抑止することはできない。また、基本的所有アプローチが採用されたとしても、每期、金融資産・金融負債が公正価値評価され、その評価差額が損益計算書に含められることになれば、金融資産・金融負債の事後測定については経営者の裁量が入る余地があるため、これに財務諸表の利用者が耐え得るのが問題となり得る。

3 . 関連領域における資本の基本特性と企業会計上の資本

以上みてきたように、非営利組織の会計、会社法、コーポレート・ファイナンス、銀行規制等においては、程度の差こそあれ、企業会計上の資本概念を意識しつつ、それぞれの制度趣旨に適うように資本が捉えられているといえる。そして、各関連領域が、それぞれの制度趣旨に照らして最も重視していると考えられる資本の基本特性は、以下でみるとおり、企業会計上の資本概念を検討するときにも、(必ずしも明示的ではないにせよ)その要素として意識されているものと考えられる。

すなわち、第 1 に、非営利組織の会計では、組織の財産的な生存力を長期に亘って維持することに向けられた資金かどうか、コアとなる資本を判断するための基準となり得ると考えられている。組織の財産的な生存力の意味については、なお議論の余地があるが、企業会計でも、例えば組織の財務基盤を長期に亘って維持することに向けられた資金かどうかは、資本概念を検討する際に、その要素の 1 つとして意識されていると考えられる。そして、この基本特性は、銀行規制上の自己資本の基本特性とされている永続性に対応している。

第 2 に、会社法上の資本が果たす債権者保護機能は、企業が事業を継続することを前提として、債権者への利払いや償還を確保するため、資本を用いて劣後する請求権者(株主)への割当分を画している。企業会計でも、資金提供者の請求権が清算時のみならず通常の分配においても劣後するかどうかは、資本概念を検討する際に、その要素の 1 つとして意識されていると考えられる。そして、この基本特性は、銀行規制上の自己資本の基本特性とされている劣後性に対応している。

第 3 に、コーポレート・ファイナンスにおける他人資本と自己資本の違いは、企業に対する請求権が確定約定なのか、条件付請求権なのかに求められる。企業会計でも、投資家の請求権が条件付かどうか(清算時のみならず通常時も、債権者への支払いが済んだ後に残ったものの中から、持分の割合に応じた分配を受け取るものかどうか)は、資本概念を検討する際に、その要素の 1 つとして意識されていると考えられる。そして、この基本特性は、銀行規制上の自己資本の基本特性とされている損失吸収力に対応している。

もっとも、以上をもって、これらの基本特性を有するものを企業会計上の資本とすることが適当であると直ちに結論付けることはできない。特に、近年企業会計の目的として重視されるようになってきている投資意思決定目的の観点に立った場合に、こうした基本特性を有するものを資本とすることが企業会計の目的と整合的といえるのかについては、十分な検討が必要であろう。4 節以下では、この点について検討する。

4. 投資意思決定目的からみた利益計算の対象と資本概念

上述のとおり、企業会計の目的は、受託責任目的と投資意思決定目的に大別されることが多い。これらの目的以外に、利害調整目的、契約支援目的なども挙げられるが、近年では、企業会計の目的として投資意思決定目的が重視されるようになってきている¹⁹。例えば、IASBとFASBの共同プロジェクト「概念フレームワーク」のフェーズA(目的および質的特性)の成果物として2006年7月に公表された討議資料では、一般目的外部財務報告の目的として、現在および将来の投資家、債権者などに対し、投資、与信などの資源配分に関する意思決定を行ううえで有用な情報を提供することが挙げられており、受託責任目的については、この投資意思決定目的に包摂されるとの説明がなされている²⁰。

企業会計の目的に関するこのような議論の動向も踏まえ、ここでは、前節でみた関連領域における資本の基本特性を満たす資本概念を企業会計上構築し得るかどうかを検討する前提として、まず、投資意思決定目的²¹の観点から、利益計算の対象についての伝統的な考え方を整理することとしたい。利益計算は、企業会計において資本確定が必要とされる主要な理由であるためである。またあわせて、そこから導出される資本概念についても検討を加える。

(1) 企業に対する資金提供者 債権者と普通株主

企業を取り巻く利害関係者は多数存在するが、投資意思決定を行う者、すなわち資金提供者という観点からは、債権者と普通株主に大別することができる。本節では、議論の簡略化のために、資金提供者として債権者と普通株主のみが存在するという状況を想定することにする。このうち、債権者の資金提供に対するリターンは、契約の定める利子率によって算定される利息であり、企業業

¹⁹ これらの目的がどのように重複し、どのように相違するのかについて考察することは、今後の重要な課題であると考えられる。

²⁰ 本討議資料に対するコメントを踏まえて2008年5月に公表された公開草案も、受託責任目的については、投資意思決定目的に包摂されるとの見方をとっている。ただし、同公開草案は、資源配分以外の意思決定(議決権の行使など、企業経営に影響を与える意思決定)に与える財務情報の有用性も考慮に入れ、財務報告の目的を「現在および将来の株主、債権者などが、資本提供者として意思決定を行ううえで有用な、報告企業に関する財務情報を提供すること」と定義し直しており、受託責任目的の比重がやや大きくなっていると思われる。

²¹ 投資意思決定目的をどのように定義するか、あるいは投資意思決定にとって有用な会計情報とはどのようなものかは議論のあるところであるが、本稿では、投資意思決定有用性の概念として、桜井[2005]が提示する2つの概念、すなわち「過小に(または過大に)価格形成されているため、将来に価格上昇(または価格低下)する証券の発見を通じて、投資者が超過収益を獲得するのに役立つこと」および「証券投資に伴うリスクの評価や予測に役立つこと」を想定している(41頁)。これらの概念は、企業価値およびそのリスクの予測・評価に役立つことと同義であると考えられる。

績とは連動しないのが一般的である²²。他方、普通株主の資金提供に対するリターンは、企業業績と直接的な関係にある。すなわち、普通株主は、すべての債権者および上位の請求権者に対する弁済が終わった後でなお残余があれば、その分配を請求できるという権利を持っている。その意味で普通株主は、残余請求権者であるとか、最終的なリスク負担者²³であるといわれている。

(2) 投資意思決定目的からみた利益計算の対象

本節(1)でみたように、企業の資金提供者を債権者と普通株主に大別した場合、各主体に帰属する企業活動の成果(リターン)は性質を異にするが、そのいずれを企業会計上の利益として表示すべきかが次に問題となる。この点、両者を区別せず、その総額をもって企業会計上の利益として表示することも可能であり、その場合、債権者への支払利息を控除する前の額が利益として表示されることになる。しかし、企業会計では、債権者と普通株主に帰属する成果は明確に区別され、普通株主に帰属する成果、すなわち残余持分利益のみが企業会計上の利益として計算されてきた。その理由は、投資意思決定目的の観点から、次のように整理することができると思われる。

イ．個々の主体に帰属する成果の把握

米山[2008]が指摘しているように、債権者と普通株主は、それぞれの主体に帰属する成果を把握する必要がある(229~230頁)。すなわち、債権者と普通株主にとって重要と考えられる情報は、資金の集散的・全体的な運用成果というよりも、各主体に帰属する成果である。仮に、資金提供者全体に帰属する成果を利益として表示した場合、異なるリスクを負担し、異なるリターンを期待している複数の主体は、自らが保有する金融商品の価値を判断することが困難になる。これでは投資意思決定有用性が阻害されるため、それを回避すべく、個々の主体に帰属する成果が明らかになるようなかたちで利益を計算する必要がある²⁴。その際、債権者と普通株主いずれかの主体に帰属する成果を利益

²² 企業業績に応じて利率が変わるといった商品設計もあり得るが、そのような商品は一般的ではないと考えられるため、本稿の検討対象からは除いている。

²³ 「リスク負担者」の定義につき、5節を参照。

²⁴ 米山[2008]によると、このような区分の仕方には2つの選択肢がある(229~230頁)。1つは、残余請求権者に帰属する成果のみで利益を計算し、それ以外の主体に帰属する成果については、利益計算に際して費用処理する(控除する)という現行の方法である。もう1つは、資金提供者が負担するリスクの違いにかかわらず、集散的に(拠出者全体として)計算した利益を損益計算書上で区分掲記する方法である。いずれの方法をとっても、各主体に帰属する成果を区分表示することができるが、後者の方法の場合、利益計算において、異なるリスクを負担する複

として表示しなければならないとすると、資金提供に対するリターンが企業業績と直接的な関係にあり、その意味で企業業績により大きな関心を持つと考えられる普通株主に帰属する成果を利益とすることには合理性があるといえる。

ロ．各主体が保有している金融商品の価値評価

債権者と普通株主は、それぞれが保有している金融商品の価値を評価する必要がある。各主体は、自らが保有する金融商品がファンダメンタル価値に照らして割高か割安かを判断し、それによって意思決定を行うと考えられる。

ここで、普通株主は、自ら算定した株価の理論値と市場で決定された株価とを比較し、購入、売却、保有といった意思決定を行うのが一般的であろう。そして、株価の理論値を算定するに当たっては、株式保有から生じる将来のキャッシュ・フローにかかる情報が必要であるが、債券や債権と異なり、それを契約上のキャッシュ・フロー情報から把握することはできず、当該株式の発行企業に関する情報が必要不可欠となる。具体的には、例えば企業価値評価について割引配当モデルを用いる場合、株式を永久に保有することを前提に、将来の配当の割引現在価値が株価の理論値となる。配当の額は、当該株式の発行企業の残余持分利益を源泉として決まるものであるから、普通株主の意思決定に際しては、残余持分利益情報が必要である²⁵。つまり、残余持分利益情報は、普通株主の意思決定にとって有用であるといえる²⁶。

これに対して、社債権者を含む債権者にとって究極的に重要なのは、契約条件どおりの弁済が見込まれるかどうかである。それを会計情報から判断する際には、残余持分利益情報も一助になるだろうが、企業が保有する資産や負債の内容など、企業の支払能力に関する情報のほうが意思決定において重要な役割を果たすと考えられる。残余持分利益が十分にあれば、契約によって定められた弁済が債権者に対して行われることが予想されるが、実際には、残余持分利益情

数の主体を均等に扱うことになる。

²⁵ 企業価値評価モデルの 1 つであるオールソン・モデルでも、当期純利益が利用されている。もっとも、利益情報と株主の意思決定の関係はそれほど明確ではなく、ブラック・ボックスの要素も多いという見解もある。

²⁶ 個々の主体に帰属する成果を把握するというニーズや、各主体が保有する金融商品の価値を評価するというニーズは、債権者と株主の間のみならず、株主相互間でも存在するかもしれない。例えば、普通株主と優先株主が異なるリスクを負担しているのであれば、それぞれに帰属する成果を利益計算のどこかで区分表示する必要があるとの見方もあり得る。これに関連し、研究会の席上、川村座長から、会計情報は、利益と全体としての資本との関係を説明し、全体としての資本の価値を推定できるようなものを示そうとしているため、普通株式と優先株式の価値を一体として評価するには役立つが、それぞれの価値を推定するには役立たないといえるのではないかとの指摘があった。

報だけをみて企業の弁済能力を判断する債権者は少ないと思われる。

また、債権者は、契約上のキャッシュ・フローなどを基に自らが保有する金融商品の価値を算定し、意思決定に役立てる。そのために必要な情報として、契約上のキャッシュ・フローのほか、金利リスク、信用リスク、担保価値にかかる情報などがあるが、このうち、当該企業の財務諸表を基に算定されるのは信用リスクだけであり、金利リスク、担保価値などについては、通常、財務諸表以外から情報を得ることが可能である。すなわち、債権者が、自らが保有する金融商品の価値を評価するときには、契約条件など、財務諸表以外の情報に依拠する部分が多いといえる。さらに、一般的には、債権者が受け取ることのできる金額は、残余持分利益の多寡によって変化することはない。これらの点を踏まえると、残余持分利益情報を提供することは、債権者の意思決定に資することはあっても、その妨げにはならないといえる。

(3) 投資意思決定目的からみた資本概念

本節(2)でみたように、企業会計で、債権者と普通株主に帰属する成果が明確に区別され、普通株主に帰属する成果のみが利益とされてきたことには、投資意思決定目的に照らして理由があるといえる。企業会計は、この普通株主からの拠出を資本としてきたが、その理由についても、投資意思決定目的に照らして次のように説明することができよう。

まず、普通株主は、投資の成果である利益について、その絶対額のみならず、投資額に対する成果としての収益性も重視すると考えられる。このように、普通株主が利益情報とそれに対応する拠出を一体のものとして利用しているのであれば、普通株主からの拠出については、その他の主体からの拠出とは区別しておく必要がある。換言すると、利益として残余持分利益を計算するのであれば、それに対応する持分を残余請求権者のものにしておかないと、収益性を測ることができなくなるといえよう。

以上から、資金提供者として債権者と普通株主のみが存在するという状況では、残余持分利益とそれに対応する持分に関する情報を提供することは、普通株主にとって積極的な意義を持ち、債権者にとっても弊害になるものではないと考えられる。限定された枠内での考察ではあるが、企業会計上、期間利益が帰属する主体、すなわち残余請求権者の持分を資本とすることには、投資意思決定目的に照らして合理性があるといえよう。もっとも、近年、資本と負債の特徴を併せ持つ複雑な金融商品の登場により、残余請求権者を一義的に特定することができず、何を企業会計上の資本と捉えるかが大きな問題になっている。

5 . 企業会計上の資本の再考 永続的なリスク負担者と資本概念

前節までの検討を踏まえ、ここでは、投資意思決定目的という企業会計の目的に適い、かつ関連領域における資本の基本特性を満たす資本概念を企業会計上構築し得るかどうかについて検討を加える。これまでみてきたとおり、「資本」はさまざまな領域で用いられており、企業会計上の資本がそうした関連領域における資本の基礎となることも少なくない。企業会計が、自らの目的を達成しつつ、さらに関連領域からの要請をすべて満たすような資本概念を構築することができるのかは疑問であるものの、企業会計固有の目的（特に投資意思決定目的）との整合性を保ちつつ、関連領域からの要請も可能な限り満たすような資本概念を構築できれば、社会的なコストという観点からも望ましいといえよう。

前節でみたとおり、従来、企業会計においては普通株主、すなわち残余請求権者の持分が資本とされてきた。普通株主は最終的なリスク負担者ともいわれており、見方を変えれば、企業会計上の資本はリスク負担の観点から捉えられてきたともいえる。そこで以下では、リスク負担の観点、すなわち「どのようなリスクを負担している投資家の拠出を資本と捉えることができるか」という観点から企業会計上の資本を検討することとする。

ここで「リスク」とは、「投資のリターンの変動性」であり、これは、「投資家のリターンが契約によって事前に確定されていない状態」と換言することができる。債権者のリターンは契約によって事前に決まっていることが一般的であるため、デフォルトを考慮しないならば、この意味でのリスクはない。他方、株式投資家のリターンは契約によって事前に確定しているわけではないため、この意味でのリスクが存在している。また、「最終的」とは、「投資のリターンに変動性があり、かつリターンが得られるかどうか最後までわからない状況」であるといえよう。すなわち、最終的なリスク負担者とは、債権者など上位の請求権者への弁済がすべて終わった後でなお残余がある場合に限り、会社財産の分配を受けることができる状態に置かれている者であって、この意味で、普通株主は、最終的なリスク負担者の典型といえよう。そして、従来の企業会計では、こうした最終的なリスク負担者からの拠出が資本とされてきたのである。

これに対して、上述のとおり、近年、資本と負債の特徴を併せ持つ複雑な金融商品が登場していることから、最終的なリスク負担者を一義的に特定することが困難になり、このことが企業会計上さまざまな問題を惹起している。こうした問題に対処するための1つの方法として、最終的なリスク負担者の拠出を資本とするという考え方を純化し、最劣後の普通株主のみを最終的なリスク負担者として考えられる。基本的な所有アプローチは、そうした提案である

が、2 節(3)でみたとおり、同アプローチは、関連領域における資本の捉え方との親和性が低く、企業会計固有の目的と関連領域からの要請を可能な限り同時に満たすような資本概念を構築するための出発点としては不適當であるように思われる。

そこで以下では、リスク負担者を最終的なリスク負担者に限定せずその範囲を拡張するという方向で、資本概念を考察することとしたい。その際、リスク負担者の範囲をどこまで拡張するかについては多様な考え方があるだろうが、ここでは、「永続的」なリスク負担者（投資家が自らが保有する金融商品の決済を当該商品の発行企業に強制することができない状態）という観点から議論を展開してみたい。というのも、3 節で明らかになった関連領域において資本に求められる基本特性は、次にみるように、永続的なリスク負担者という考え方によって説明できると考えられるからである。すなわち、第 1 に、非営利組織の会計においては、組織の財務基盤を長期に亘って維持することに向けられた資金を資本と捉えており、また、銀行規制上は資本に永続性が求められる。これは、まさに、資本の拠出者が永続的なリスクを負担することを意味しているといえよう。第 2 に、会社法や銀行規制上の資本の基本特性として、劣後性が挙げられるが、永続的なリスク負担者においては、その得られるリターンは当然に他の請求権者に劣後すると考えられる。第 3 に、コーポレート・ファイナンスや銀行規制においては、資本に損失吸収力が求められているが、永続的なリスク負担者による拠出については、企業は償還を求められないことから、損失発生時にも損失を吸収するものであるといえる。

この考え方は、企業の立場からは、「自らが発行した金融商品の決済を当該商品の保有者に強制されない状態」ということになる。すなわち、永続的なリスク負担者とは、自らが保有する金融商品を売却するか、当該商品の発行企業が自らの意思で決済するかしない限り、投資のリターンの変動性という意味でのリスクを甘受する者である。このような投資家の拠出を資本と捉えると、普通株式、優先株式、取得条項付株式²⁷などの保有者は永続的なリスク負担者であるからこれらは資本に区分されるが、取得請求権付株式²⁸などの保有者は永続的なリスク負担者ではないからこれらは資本とはならない。永続的なリスク負担者が決まれば、彼らの拠出を資本と捉え、彼らに帰属するリターンを利益として計算することになる。

²⁷ 取得条項付株式とは、一定の事由が生じたことを条件として当該株式を発行会社が取得することができる旨が、株式の内容として定められている株式である（会社法 2 条 19 号）。

²⁸ 取得請求権付株式とは、当該株式の取得を株主が発行会社に対して請求することができる旨が、株式の内容として定められている株式である（会社法 2 条 18 号）。

このように永続的なリスク負担者という観点から企業会計上の資本を規定することは、投資意思決定目的の観点からも、次のようにいえよう。すなわち、永続的なリスク負担者が拠出する資本は変動が大きくなり、時系列的にみると安定推移すると予想される。この予想の検証にはデータに基づく分析が必要であるが、この予想が正しいならば、安定推移する資本とそこから生み出される利益との関係から長期的な企業分析が可能になり、投資意思決定目的に合致し得るものと考えられる²⁹。

6．結びにかえて

本稿では、企業会計における従来の資本概念のみならず、関連領域における資本の捉え方も踏まえたうえで、企業会計における資本のあり方を再検討した。その結果、投資意思決定目的に照らし、永続的なリスク負担者からの拠出を企業会計上の資本と捉えることが可能ではないか、リスクの永続性を基準として企業会計上の資本を特定することは、関連領域からの要請にも十分に応えることができるのではないかと試論に達した。今後、この試論を確かなものとするためには、次のような検討課題に取り組む必要がある。

第1に、ある金融商品の法形式が株式であっても、その商品性によっては、その保有者が必ずしも永続的なリスク負担者であるとは限らないため、リスクの永続性を基準にすると、株式が負債に区分されることもある。このような扱いは、会社法との関係で許容されるのであろうか。この点、リスクを「投資のリターンの変動性」と捉えるならば、例えば投資のリターンが法的な手続（株主総会など）を経たうえで決まる金融商品については、その保有者がリスクを負担しているとして資本に区分するという考え方があり得る。

第2に、本稿は、投資意思決定目的の観点から企業会計における資本概念を考察したが、リスクの永続性を基準とすることは、それ以外の企業会計の目的にも耐え得るのか。この論点を検討する前段階として、先述のように、これらの目的がどのように重複し、どのように相違するのかについて考察しなければならないと考えられる。ただ、受託責任目的とは、株主や債権者といった資金提供者に対し、提供された資金の管理状況や運用成果を報告することであるため、永続的なリスク負担者からの拠出とその運用成果である利益を（本体開示であれ注記開示であれ）明らかにすることは、受託責任目的と矛盾しないし、むしろその達成に資するものであると考えられる。

²⁹ 企業会計の重要な目的は、長期的な投資意思決定に有用な情報を提供することであるとすれば、永続的なリスクを負担する主体からの拠出を資本とし、そこから生み出される成果を利益とすることは、企業会計の目的に合致していると思われる。

第 3 に、会計情報の投資意思決定有用性は、一般的には会計情報が企業価値評価に資するという文脈で用いられているが、企業価値評価には短期的なものから長期的なものまである。リスクの永続性を基準に資本を画することによって、すべてのタイムスパンの企業価値評価を行うことができるのか、できないとしたらどのスパンでの企業価値評価に資する会計情報を提供することになるのか、さらには、それは企業会計が提供する情報として望ましいのかについても、検討する必要がある。

補論：金融商品の負債・資本区分をめぐる IASB/FASB の議論について

以下では、金融商品の負債・資本区分をめぐる 2008 年 11 月以降の IASB と FASB による議論の概要を紹介するとともに¹、これまで両者の検討対象となった金融商品の負債・資本区分にかかる主なアプローチを概観する。

1 . IASB 理事会の概要

- 2008 年 11 月の会合では、基本的所有商品²かどうかを問わず、すべての無期限商品³を資本に区分することと、発行者自身の資本性商品によって決済されるデリバティブを非資本（負債または資産）に区分すること（＝すべてのデリバティブを非資本に区分すること）が暫定的に合意された。

- 2009 年 1 月の会合では、プット可能な商品と強制償還される商品の区分について議論が行われ、これらの商品を類型化したうえで、その類型に応じた負債・資本区分をすべきか否かについて、さらに検討することとなった。

また、負債と資本の概念定義についても議論が行われ、認識すべき負債・資本の特性（概念定義）を定めたいと、これらの特性に基づいた負債・資本の区分方法（基準レベルの一般原則）を定めるというアプローチの開発を目指すこととなった。

- 2009 年 3 月の会合では、発行者のオプションで償還可能な所有商品と、保有者の退職⁴または死亡の場合のみプット可能か、または強制償還される所有商品は資本に区分し、特定の日、特定の期間、または発生が確実な事象（退職と死亡を除く）によって強制償還される所有商品は負債に区分することが暫定的に合意された。

また、a)発生が不確実な事象によって強制償還される所有商品と、保有者の退職または死亡以外の事象の発生によってプット可能となる所有商品を負

¹ 2008 年 10 月までの IASB/FASB の議論については大杉 [2009] の補論を参照。なお、2010 年 1 月に開催された IASB と FASB の共同会議の様式によれば、両理事会はこれまで検討してきたいずれのアプローチも採用しないことを決定し、現行基準（IAS 第 32 号）の改訂による対応の可能性を分析するようスタッフに指示したとされているが、詳細は不明。

² 基本的所有商品（basic ownership instruments）とは、最劣後で、かつ、企業の残余純資産に対する比例的な持分を有する金融商品のことである。

³ 無期限商品（perpetual instruments）とは、発行体が決済を要求されることがなく、保有者が企業の清算時に純資産に対する持分を有する金融商品のことである。すなわち、無期限商品については、基本的所有商品と異なり、最劣後性が要件とはならない。

⁴ ここでいう退職は、解雇、辞職、その他協同組合やパートナーシップの一員ではなくなることを含む広い意味で用いられている。

債要素と資本要素に分解すべきか、b) **limited-life entity** が発行した所有商品をどのように区分するか⁵について、さらに検討することとなった。

- 2009年5月の会合では、負債・資本の一般的な特性、これらの特性を踏まえた負債・資本区分の一般原則、一般原則を実際に適用して負債・資本区分を決定するためのルールについて議論が行われ、次のような考え方を基に今後の審議を進めることとなった。
 - ・ 負債・資本の一般的な特性
 - (a) 企業に対する請求権を充足するための資産が不足する場合に、商品の所有者の権利がその他の請求権に優先するかどうか（優先劣後性）
 - (b) 企業が事業を清算してすべての残余資産を分配する前に、商品の決済が要求されることがあるかどうか（決済要求の有無）
 - (c) 優先順位の高い請求権をすべて決済した後の残余財産に対する、割合的な請求権かどうか
 - ・ 負債・資本区分の一般原則
 - (a) 資本性商品は、すべての負債性商品に対して常に劣後するが、他の資本性商品に対しては優先する可能性がある
 - (b) 発行者が事業を清算してすべての残余財産を分配しない限り、商品の決済を要求されることがないならば、当該商品は資本である（これは、資本に区分するための十分条件であるが、必要条件ではない）
 - (c) 商品の所有者が、事業に参加するか、または企業の活動に従事するために商品を保有するよう求められる場合には、当該所有者の死亡、退職、辞職、または当該所有者が企業との利害関係を断つことによって効力が発生する決済要求は、当該商品が負債に区分される原因とはならない
 - (d) (c)以外の決済要求は、商品が負債、あるいは負債と資本のハイブリッド商品（一部が負債、一部が資本）であることを示す
 - (e) 商品が2つの別個の、または代替的な **outcome** を持ち、そのうちの1つが、それが唯一の **outcome** であったならば資本に区分されるものであり、もう1つが、それが唯一の **outcome** であったならば負債に区分されるものであるならば、当該商品は負債要素と資本要素に分解されるべきである
 - (f) 残余財産に対する割合的な請求権は、資本性商品を識別するための必

⁵ **Limited-life entity** が発行した所有商品は、確定日、または発生が確実な事象（所有者の死亡・退職以外の事象）の発生によって **limited-life entity** が解散する場合に償還されるため、本会合での暫定合意によるとすべて負債に区分されることとなるが、**limited-life entity** が存続している間は、無期限商品の特性を備えているといえるため、その区分をどうするかが論点となる。

要条件でも十分条件でもない。しかし、資本と負債の境界線上にある商品を区分するうえで役に立つかもしれない

- ・ 負債・資本区分の決定ルール

- (a) 企業は、資本性商品を発行していない場合であっても、留保利益と、拠出者が企業に対する請求権を受け取ることなく拠出した資金を、資本に区分しなければならない

- (b) 発行者は、商品の決済日が確定しているか、または発生が確実な事象が発生したときに商品を決済しなければならないときには、(c)の場合を除いて当該商品を負債に区分しなくてはならない

- (c) 発行者は、次の商品を資本に区分する

- (i) 発行者が事業を清算してすべての資産を分配する前に決済を求められない商品（請求権の額にかかわらない）

- (ii) 保有者が、発行者の事業に参加するか、または発行者の活動に積極的に従事するために商品を所有することを求められ、当該保有者の死亡、退職、辞職、または当該保有者が発行者の活動に積極的に従事するのを止めることによってのみ償還され得る商品（これは、保有者が関与する事業の規模に基づき、持分の額が変わる場合も含む）

- (d) 商品が2つの別個の、または代替的な outcome を持ち、そのうちの1つが、それが唯一の outcome であったならば資本に区分されるものであり、もう1つが、それが唯一の outcome であったならば負債に区分されるものであるならば、当該商品は負債要素と資本要素に分解されるべきである

➤ 2009年5月の会合で議論されたアプローチに対して、理事の一部から、表現の仕方が原則主義にそぐわないのではないかと指摘がなされたため、同年9月の会合では、当該アプローチの表現を修正した案（アプローチ4）について議論が行われた。修正案のポイントは、次のとおり。

- ・ 請求権の順位 (claim status) という概念を導入。資本性商品については、請求権の順位が他の資本性商品に優先することはあっても、負債性商品に優先することは決していない。

- ・ 発行者が事業を清算し、すべての残余財産の分配を決定しない限り、保有者が発行者に資産の分配を請求することができない無期限商品は、請求権の順位が非常に低いため、通常、資本に区分される。

- ・ すべての負債性商品が弁済 (settlement) という特性を有するのに対し、すべての資本性商品は償還 (redemption) という特性を有する。無期限商

品の償還は、発行者がすべての資産の分配を決定したときにのみ発生する。

- 弁済か償還かを識別するうえで、どのような決済手段が用いられるかは問題ではない。両者の違いは、弁済あるいは償還される理由に基づいている。
 - 資本性商品の償還は、次のような場合に発生する。
 - (a) 発行者がすべての資産の分配を選択するか、または倒産などの事象によって要求される場合
 - (b) 発行者が配当の支払い（部分的な償還）または株式の買い戻しを選択する場合
 - (c) 株主、パートナーなどが所有関係から離脱するときに、それによって既存の株主、パートナーなどが企業に対する支配を失うことを防ぐため、発行者が商品を回収することが、契約によって要求されているか、それを要求することが所有者または発行者に認められている場合
 - (d) 商品の所有者が、発行者との取引や事業への参加をやめたときに商品を回収することが、契約によって要求されているか、それを要求することが所有者または発行者に認められている場合
 - 負債性商品の弁済は、次の2つの特性を有する。
 - (a) 支払日が確定しているか、資本性商品の償還日を決定する事象や条件とは異なる事象や条件によって決定される
 - (b) 発行者が、弁済を引き起こす事象や条件の発生を防ぐことはできないものの、その発生時期に影響を及ぼすことができる
 - デリバティブは、請求権の順位が最も低いことは稀であり、請求権の順位が非常に低い場合にも、確定日または発行者が防ぐことのできない事象によって決済される（＝負債性商品の弁済に該当する）ため、負債に区分される。
 - 負債と資本のハイブリッド商品には、弁済と償還の両方が発生するものと、弁済と償還のいずれか一方が発生するものがあるが、いずれも負債要素と資本要素に分解される。
 - 転換社債と、法形式は株式であるが確定日または発生が確実な事象によって決済が要求される商品は、負債に区分される。
- IASB と FASB は、2009 年 10 月の共同会議で、発行者自身の株式によって決済される商品の一部が資本に区分されるようにアプローチ 4 を修正する案（アプローチ 4.1）を検討することを決定した。アプローチ 4.1 における

修正点は、次のとおり。

- ・ 資本性商品の発行によって決済される金融商品は、そうした資本性商品の発行が、弁済または償還のための決済手段として用いるためではなく、取引相手が当該発行者の所有者となることを主な目的としてなされる場合に、資本に区分される。
- ・ 資本性商品を「弁済または償還のための決済手段として用いる」とは、次のような場合をいう。
 - (a) いずれかの当事者が現金決済のオプションを持つ場合（株式の発行・取得が、取引にとって決定的ではない場合）
 - (b) 契約上、株式による純額決済が要求されるか、いずれかの当事者が純額決済オプションを持つ場合（短期的な利益の獲得が目的であり、所有者になることは付随的であることを示唆しているため）
 - (c) 契約上、いずれかの当事者が、株価変動、貨幣の時間価値、取引相手のパフォーマンス・リスク、および外貨以外の要因に由来する価値変動のリスクにさらされている場合
- ・ この修正の結果、次の金融商品は資本に区分されることとなる。
 - 総額で現物決済される売建コール・オプションと従業員ストック・オプション
 - 総額で現物決済される外貨建て新株予約権⁶
 - 固定数の普通株式に強制的に転換される優先株式
 - 保有者のオプションで固定数の普通株式に転換可能な優先株式

2 . IASB/FASB の検討対象となった主なアプローチ⁷

● 基本的所有アプローチ（basic ownership approach）

経緯

- ・ 本アプローチは、FASB 予備的見解⁸において提唱されたものである。

⁶ 新株予約権が、すべての既存株主に対して、その持分に応じて按分する形で固定数の株式を固定価格で取得する権利を与えるものとして発行された場合には、その価格が発行者の機能通貨（企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨）以外の通貨によって表示されているとしても、当該当該新株予約権は資本に区分される。

⁷ これらのアプローチについては、秋坂 [2009] と大杉 [2009] の補論をあわせて参照。

⁸ 2007 年 11 月に FASB によって公表された予備的見解「資本の特徴を有する金融商品」（Preliminary View: Financial Instruments with Characteristics of Equity）を指す。

基本的な考え方

- ・ 基本的所有商品を資本に区分。基本的所有商品の保有者に割り当てられる残余純資産を減少させる請求権は負債、増大させる請求権は資産に区分。
- ・ 基本的所有商品としての要素と負債（または資産）としての要素を併せ持つ金融商品は分解し、基本的所有要素のみを資本に区分。

特徴、問題点

- ・ FASB 予備的見解では、a)財務報告の簡素化・複雑さの軽減に資すること、b)作成者・監査人・利用者にとって理解しやすく適用が容易であること、c)資本の定義を狭くしており、他のアプローチに比べてストラクチャリングや契約操作の余地が小さいことから、本アプローチが適切であるとされている。
 - ・ 本アプローチは資本の定義を非常に狭くしているため、従来は資本に区分されてきた優先株式などの金融商品が、本アプローチの下では負債に区分されることとなる。優先株式が負債に区分されることに対しては、a)優先株式は、現金または他の金融資産を引き渡す義務を企業に対して課すものではないため、負債になり得ない、b)優先株式が負債に区分されると、財務指標に与える影響が大きく、デットのコバナンツの見直しも必要となるなど、コストが大きい、c)測定の問題がある（再測定の要否や方法を検討する必要がある）などの指摘がなされている。
- 無期限アプローチ（perpetual approach）

経緯

- ・ 本アプローチは、2008年10月16日に開催されたIASB理事会で、FASB予備的見解へのコメントの中で示された代替案として、IASBのスタッフから提示されたものである。
- ・ IASBとFASBは、同年10月21日に開催した共同会議で、本アプローチと基本的所有アプローチを今後の審議の出発点とすることに合意した。

基本的な考え方

- ・ 無期限商品を資本に区分し、資産の引き渡し、サービスの提供、金融商品の発行を企業に義務付けるような金融商品を負債に区分する（現行のIFRSと親和的な考え方である）。

特徴、問題点

- ・ 負債・資本の考え方や区分方法等が、現行の IFRS や U.S. GAAP と比べて簡潔である。
- ・ 優先株式が資本に区分される（優先株式が負債に区分されることによって生じる問題を回避できる）。
- ・ すべての無期限商品が資本に区分されるため、償還の可能性が高くても、当該償還が契約上の義務ではない金融商品は資本に区分される⁹。
- ・ 強制的にまたは保有者のオプションによって償還される金融商品が負債に区分されるため、このような商品しか発行しない企業について例外規定を設ける必要が生じる（例外規定を設けないと当該企業は無資本となる）。

● 所有・決済アプローチ（ownership-settlement approach）

経緯

- ・ 本アプローチは、FASB 予備的見解において検討されたものである。
- ・ 負債と資本を区分する過程が複雑であることや、多くの金融商品を資本要素と負債要素に分解しなければならないことを理由に、IASB/FASB による審議の対象から外された。

基本的な考え方

- ・ リターン⁹の性質と決済条件の内容（またはその欠如）に基づき、負債と資本を区分する。決済条件のない商品、企業の最後の残余に対する請求権を表す商品は、資本となる。
- ・ 具体的には、基本的所有商品、その他の無期限商品、基本的所有商品の発行によって決済される間接所有商品¹⁰が資本に区分される。
- ・ 金融商品の分解は、outcome に応じて行う（当該金融商品の保有者に対し、

⁹ 時間の経過とともに配当が増額する累積配当型永久優先株式のように、契約上は償還の義務がないものの、経済的には償還が強制されるような商品は、本アプローチの下では資本に区分されることとなる。

¹⁰ 基本的所有商品を主たる原資産とするデリバティブや複合金融商品が、これに該当する。すなわち、間接所有商品は、a)基本的所有商品によって決済され、b)その間接所有商品の保有者が、当該基本的所有商品のリターンに類似したリターンを取得し、c)契約条件に従い、最終的には基本的所有商品の保有者となる場合には、資本に区分される。例えば、売建コール・オプションは、純額株式決済または現物決済であれば資本、純額現金決済であれば負債に区分され、売建プット・オプションは、基本的所有商品保有者へのリターンと反対のプロファイルを持つため、決済方法の如何にかかわらず負債に区分される。

基本的な所有商品の保有者へのリターンと同じプロファイルのリターンをもたらす部分が資本となる **outcome**、それ以外の部分は負債または資産になる **outcome** である)。

特徴、問題点

- ・ 基本的な所有アプローチと比べ、資本に区分される商品の種類が多く、分解、決済、条件変更などに関する会計処理について、より複雑な規定が必要となる。
 - ・ 複雑な契約構造をもつ金融商品については、想定され得る結果を分析したうえで、リターンの性質や決済条項の有無に基づいて区分しなければならず、負債・資本区分を決定するための過程が非常に複雑である。
 - ・ 金融商品の決済方法に着目するため、同一の経済的側面(利得)を有する商品であっても区分が異なる可能性があり、ストラクチャリングの余地が大きいといえる。
 - ・ 現行の IFRS と同じような区分結果がもたらされる。
- 損失吸収アプローチ (loss absorption approach)

経緯

- ・ 本アプローチは、2008年1月に欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)¹¹によって公表された討議資料「負債と資本の区分(Distinguishing between liabilities and equity)」において提唱されたものである。
- ・ IASB と FASB は、2008年10月に開催した共同会議で、本アプローチが十分に開発されていないことなどを理由に、採用しないこととした。

基本的な考え方

- ・ 企業の観点からみて、損失を吸収する資本(loss-absorption capital)が資本(equity)である。
- ・ 企業に損失が生じたときに、純資産に対する請求権が減少する金融商品または要素を資本に区分し、企業に損失が生じたとしても請求権が変動しなければ、当該金融商品または要素を負債に区分する。

¹¹ European Financial Reporting Advisory Group。会計の専門家によって構成される民間諮問機関であり、欧州委員会が IFRS の域内適用の是非を判断する際に、同委員会に対して技術的な勧告を行う役割などを担っている。

- ・ 時価の下落は、請求権の減少と同義ではない。例えば、負債性商品の時価が下落した場合であっても、その保有者の請求権が減少するわけではない。
- ・ 負債・資本区分は、当初認識時に金融商品の契約条件に基づいて行われ、基本的には再区分は認められない。
- ・ 完全に損失を吸収するとはいえない金融商品は分解され、損失を吸収する部分のみが資本に区分される。

特徴、問題点

- ・ 損失の定義について十分な議論が尽くされていないなど、基本原則が確立されているとはいえず、実務上、機能しない可能性がある。
- ・ 金融商品の契約条件によって負債と資本を区分するため、ストラクチャリングの余地が大きい。
- ・ デリバティブの扱いがはっきりしていないほか、子会社が発行した金融商品の連結財務諸表における区分の問題に対処していないなど、残された検討項目が多い。

● 参加アプローチ (participation approach)

経緯

- ・ 本アプローチは、2008年10月16日に開催されたIASB理事会で、FASB予備的見解へのコメントの中で示された代替案として提示されたものである。
- ・ IASBとFASBは、同月21日に開催した共同会議で、本アプローチが十分に開発されていないことなどを理由に、採用しないこととした。

基本的な考え方

- ・ 金融商品またはその構成要素が、報告企業（もしくは当該企業内の事業）の処分利益に上限なく参加することができる場合には、当該商品または要素を資本に区分し、それ以外の商品または要素を負債に区分する。
- ・ 普通株式、優先株式の一部、強制償還される株式の一部、発行者自身の普通株式を原資産とするデリバティブが資本に区分され、転換社債とプット可能な商品は資本要素と負債要素に分解される。

特徴・問題点

- ・ 損失吸収アプローチと同じような区分結果がもたらされるが、同アプロー

ちにみられるような概念の複雑さを回避している。

- ・ 現行の IFRS や U.S. GAAP よりも多くの金融商品が資本に区分される。
- ・ 資本に区分される金融商品については、契約条件（議決権、清算時の優先権、配当請求権など）やキャッシュ・フローを発生させる債務（売建プット・オプションや株式の先物買契約の決済のために支払うべき金額など）を含め、かなりの開示が必要となる。
- ・ 参加の定義について十分な議論が尽くされていないなど、基本原則が確立されているとはいえず、実務上、機能しない可能性がある。

例えば、企業自身の株式を原資産とするコール・オプションの保有者は、オプションを行使して普通株式の保有者となつてはじめて、企業の処分利益に参加することが可能となる。換言すると、企業の処分利益に参加する権利は、コール・オプションではなく普通株式に付与されているといえる。にもかかわらず、コール・オプションが資本に区分される理由が不明確である。

- ・ 一部の商品について、区分結果が整合性に欠けている。

例えば、企業自身の株式を原資産とする売建プット・オプションが資本に区分されるのに対し、プット可能な株式は負債要素と資本要素に分解される。独立した売建プット・オプションが資本に区分され、株式に組込まれているプット・オプションが負債要素に区分される理由が不明確である。

- ・ 負債に区分された金融商品の測定、リンケージ¹²、再区分、子会社が発行した金融商品の連結財務諸表における区分などの問題に対処していない。

¹² リンケージとは、複数の独立した金融商品であっても、a)同一の契約の一部であり、b)個別に報告すると、類似する単一の金融商品を会計処理した場合とは異なる純利益または資本の金額を報告することになる場合には、それらをリンクさせ、単一の金融商品として区分・測定することである。リンケージ規定は、契約の構造を変えることにより、複数ある会計処理の中から企業が好ましい処理を選択するという機会を排除するために設けられるものである。

【別表】主な金融商品の区分結果の比較¹

	アプローチ 4.1	現行 IFRS	現行 U.S.GAAP	現行 日本基準 ²	基本的所有 アプローチ	所有・決済 アプローチ	損失吸収 アプローチ	参加 アプローチ
無期限所有商品								
普通株式	資本	資本	資本	株主資本	資本	資本	資本	資本
永久優先株式	資本	資本	資本	株主資本	負債	資本	資本	資本
limited-life entity によって発行された株式 ³	資本	資本	資本	株主資本	資本	資本	資本	資本
償還性所有商品								
パートナーシップ持分 ⁴	資本	負債または 資本 ⁵	資本	株主資本	資本	負債または 資本 ⁶	資本	資本
発行者のオプションで償還可能な（コール可能な）株式	資本	資本	資本	株主資本	資本	資本	資本	資本
保有者のオプションで償還可能な（プット可能な）所有商品	負債と資本	負債または 資本 ⁵	資本 ⁷	株主資本	資本	負債と資本 または資本 ⁸	資本	負債と資本

¹ アプローチが十分に開発されていないなどの理由から、区分結果が必ずしも明確でない商品については、当方にて区分結果を推測している。

² ここでいう「純資産」とは、株主資本以外の純資産を指す。

³ この商品は、最劣後であり、entityの終了時に保有者が残余純資産に対する比例的持分を有するものであることを前提としている。

⁴ この商品は、(a)パートナーがパートナーシップの経営に積極的な役割を果たしており、(b)パートナーがパートナーシップを脱退するときに、その保有する商品は償還されなければならない、(c)当該償還時にパートナーシップが解散しないことを前提としている。

⁵ 現行IFRSは、償還が要求される商品と保有者のオプションで償還される商品を、特定の条件を満たさない限り、負債に区分する（IAS第32号第16項参照）。

⁶ 償還額が公正価値でも簿価でもなく、請求権が最劣後でない場合には負債、基本的所有商品の定義を満たす場合には資本に区分される。

⁷ 公開会社については、一時的資本に区分される。

⁸ 固定金額でプット可能な場合には負債要素と資本要素に分解され、公正価値でプット可能な場合には資本に区分される。

	アプローチ 4.1	現行 IFRS	現行 U.S.GAAP	現行 日本基準	基本的所有 アプローチ	所有・決済 アプローチ	損失吸収 アプローチ	参加 アプローチ
不確実な事象の発生によって償還が要求される所有商品	負債と資本	負債または資本 ⁵	負債	株主資本	資本	負債または資本 ⁹	資本	資本
固定数の普通株式への転換が要求される優先株式	資本	資本	資本	株主資本	負債	資本	資本	資本
特定の日付または発生するのが確実な事象(死亡と退職を除く)により、可変数の普通株式への転換が要求される優先株式	負債	負債	資本	株主資本	負債	負債	資本	資本
独立したオプション								
純額現金決済の売建コール・オプション	負債	負債	負債	負債	負債	負債	負債	資本
純額株式決済の売建コール・オプション	負債	負債	資本	純資産	負債	資本	資本	資本
現物決済の売建コール・オプション	資本	資本 ¹⁰	資本	純資産	負債	資本	資本	資本
現物決済の従業員ストック・オプション	資本	資本	資本	純資産	負債	資本	資本	資本
純額現金または純額株式決済の売建プット・オプション	負債	負債	負債	負債	負債	負債	負債	資本
現物決済の売建プット・オプション	負債	資本の控除	負債	負債	負債	負債	負債	資本

⁹ 固定金額で償還される場合には負債、公正価値で償還される場合には資本に区分される。

¹⁰ 固定数の発行者自身の資本性商品と固定額の現金を交換することにより、商品の決済が行われることを前提としている。

	アプローチ 4.1	現行 IFRS	現行 U.S.GAAP	現行 日本基準	基本的所有 アプローチ	所有・決済 アプローチ	損失吸収 アプローチ	参加 アプローチ
組み込みオプション付き金融商品								
保有者のオプションで固定数の普通株式に転換可能な優先株式	資本	資本 ¹¹	資本	株主資本	負債	負債と資本 または資本 ¹²	資本	負債と資本
保有者のオプションで可変数の普通株式に転換可能な優先株式	負債と資本	負債	資本	株主資本	負債	負債	資本	負債と資本
固定数の普通株式に転換される 転換社債	負債	負債と資本	負債	負債と純資産 または負債 ³	負債	負債と資本	負債と資本 または負債 ⁴	負債と資本

¹¹ 優先株式が他の契約上の義務を含まないことを前提としている。

¹² 固定価格でプット可能な場合には負債要素と資本要素に分解され、公正価値でプット可能な場合には資本に区分される。

¹³ 負債要素（社債の対価部分）と純資産要素（新株予約権の対価部分）に分解する方法、または普通社債の発行に準じて負債として処理する方法のいずれかによる。

¹⁴ 表面利率が普通社債の利率と同程度の場合には負債に区分され、普通社債の利率よりも低い場合には、オプション・プレミアムは資本に、金利と償還額の現在価値は負債に、それぞれ区分される。

【参考文献】

- 秋坂朝則、「会計上の負債と払込資本の区分をめぐる国際的な動向とわが国への適用可能性について」、『金融研究』第 28 巻第 1 号、日本銀行金融研究所、2009 年、99～117 頁
- 大杉謙一、「負債・資本の新区分と会社法」、IMES Discussion Paper Series 2009-J-4、日本銀行金融研究所、2009 年
- 金子良太、「非営利組織における純資産と負債の区分」、IMES Discussion Paper Series 2009-J-11、日本銀行金融研究所、2009 年
- 小林 量、「新会社法による資本の変容」、『企業会計』第 57 巻第 9 号、中央経済社、2005 年、18～26 頁
- 斎藤静樹、「新会計基準と基準研究の課題 資本会計の論点を中心に」、『企業会計』第 58 巻第 1 号、中央経済社、2006 年、20～26 頁
- 桜井久勝、「会計情報の投資意思決定有用性」、『経営学論集』第 45 巻第 3 号、龍谷大学、2005 年、39～52 頁
- 島原宏明、「債権者保護機能からみた資本制度」、『企業会計』第 57 巻第 9 号、中央経済社、2005 年、27～33 頁
- 野間幹晴、「ストラクチャリングをめぐる経営者の裁量的行動と会計基準」、IMES Discussion Paper Series 2009-J-14、日本銀行金融研究所、2009 年
- ・本多俊毅、『コーポレートファイナンス入門』、共立出版、2005 年
- 福井義高、「概念フレームワークの忘れもの」、『企業会計』第 59 巻第 9 号、中央経済社、2007 年、74～81 頁
- 福島隆・山田康裕、「企業会計の観点からみた資本の意義・機能 - 先行研究のレビューと今日的インプリケーション」、IMES Discussion Paper Series 2009-J-19、日本銀行金融研究所、2009 年
- 古市峰子、「会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本概念について」、『金融研究』第 25 巻第 2 号、日本銀行金融研究所、2006 年、187～222 頁
- 米山正樹、『会計基準の整合性分析 実証研究との接点を求めて』、中央経済社、2008 年